



■納税方法・納期

個人市民税・県民税の納税方法は、普通徴収、給与特別徴収、公的年金特別徴収の3種類です。それぞれの方法による納める月は、次のとおりとなります。

	年 収める月	平成28年										平成29年				
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	
①	普通徴収			第1期 年税額の1/4		第2期 年税額の1/4		第3期 年税額の1/4				第4期 年税額の1/4				
②	給与特別徴収 (給与天引き)			年12回 1回あたり年税額の1/12												
③	公的年金特別徴収 (年金天引き)	仮徴収		仮徴収		仮徴収		本徴収		本徴収		本徴収				
		前年度2月分(平成28年2月天引き額)と同じ額を3回					(当該年税額－仮徴収額)を3回で天引き									

【①普通徴収】

事業所得者等(自営業・農業等)の市民税・県民税は、納税通知書により市から納税者に通知され、通常6月・8月・10月・翌年1月の年4回の納期に分けて納付していただきます。  
※均等割のみの人は1期目のみで納付。また、1,000円未満の端数は1期目に計上します。

【②給与特別徴収】

給与所得者の市民税・県民税は、特別徴収税額通知書により市から給与の支払者(特別徴収義務者)を通じて納税者に通知され、給与の支払者が毎月の給与支払いの際に税金を天引きして、市に納入していただくことになっています。

給与特別徴収は6月から翌年5月までの12カ月で徴収することとなっています。  
※退職等により特別徴収ができなくなった市民税・県民税の額は、残額を一括で特別徴収もしくは普通徴収で徴収します。

【③公的年金特別徴収】

65歳以上の公的年金等の受給者(当該年度の4月1日に受けている人)が対象になります。

ただし、次の①～⑤に該当する人は対象になりません。

- ①当該年度の老齢基礎年金額が18万円未満の人
- ②公的年金に係る特別徴収税額が老齢基礎年金付の年額を超える人
- ③介護保険料が公的年金から特別徴収されていない人
- ④年度途中で年税額に変更があった人
- ⑤介護保険料が公的年金からの特別徴収対象被保険者でなくなった人

※対象となる税額は、公的年金等に係る所得割額および均等割額です。給与所得などに係る所得割額等は別途徴収されます。

○新たに公的年金特別徴収の対象となった人の場合

6月・8月に年税額の1/2を普通徴収により徴収し、10月・12月・2月の年金から年税額の1/2を特別徴収により徴収します。

平成28年度(年税額6万円の場合)

普通徴収	6月	1万5,000円
	8月	1万5,000円
年金特別徴収	10月	1万円
	12月	1万円
	2月	1万円

○前年度から特別徴収の対象となっている人の場合

4月・6月・8月の年金から、前年度の2月に徴収した額を特別徴収します。10月・12月・2月の年金から、年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3ずつを特別徴収します。

平成27年度(年税額6万円の場合)      平成28年度(年税額6万円の場合)

普通徴収	6月	1万5,000円	}	年金特別徴収	4月	1万円
	8月	1万5,000円			6月	1万円
年金特別徴収	10月	1万円	}	本徴収	8月	1万円
	12月	1万円			10月	1万円
	2月	1万円			12月	1万円
					2月	1万円

■公的年金特別徴収制度の見直しについて

年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額は、「前年度の公的年金に係る年税額の2分の1に相当する額」となります。この制度は、10月1日以降の特別徴収から適用されますが、実際に影響が出るのは平成29年4月分からとなります。詳細は納税通知書でご確認ください。